

平成19年9月12日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成19年9月12日
開会 13時30分 閉会 15時40分
- 2 場 所 役場5階会議室
- 3 出席委員 7名
委員長 中野敏勝
委員 杉山晴夫 藤原 孟 増田武夫 牧野茂敏
永井繁樹 杉坂達男
議長 古川 稔
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 中橋友子 谷口和弥 野原恵子
- 6 事務局 局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 国安弘昭
- 7 審査事件 請願第1号 「後期高齢者医療制度並びに70才～74才の医療費2倍化(2割負担)の改善を求める意見書」の提出を求める請願書
陳情第6号 身体障害者福祉に関する陳情書
陳情第7号 生活保護、児童扶養手当などの福祉切り下げの中止と改善に関する陳情書
- 8 審査結果 別紙
- 9 審査内容 別紙

委員長 中野敏勝

◇審議内容

(13:30 開会)

○委員長（中野敏勝） ただ今から民生常任委員会を開催いたします。

本日の委員会は先に継続審査となりました、請願第1号及び陳情の第6号、第7号の審査をいたします。

なお、昨日、事務局より各委員に請願及び陳情に対する資料がファックスにて送付されていると思います。

また、各委員におかれましても、それぞれ調査された事項等ありましたら、お聞かせいただきながら審査を進めたいと思います。

これより審査にはいります。

請願第1号、後期高齢者医療制度並びに70才～74才の医療費2倍化（2割負担）の改善を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

本請願に対する各委員のご意見を伺います。

どなたか意見ございませんでしょうか。

増田委員。

○委員（増田武夫） 介護保険の創設の時もそうだったんですが、こうした制度が十分な準備と対象者の理解を得ることなく、強行して制度が作られていくというのが、介護保険制度を作ったときにもあったわけなんですけれども、やはり、そうしたことから、市町村の担当者なども非常に混乱をしているというのが現実ではなかというふうに思うのですよね。

政府のこの制度の発足にあたっての、細かい点などはぎりぎりにならないと出て来ないというようなことが続いていまして、非常に混乱を起こしているのではないかと思うのですよね。そのことが反映されて広域連合でも、個人の掛け金がどのぐらいになるかというような数字もいまだに出されてきていないという状況の中で、お年寄り一人ひとりに周知されているという状況にも無いわけで、そうした点から言っても、この間請願の趣旨の説明にもありましたように、様々な問題がある中で、やはり、来年の4月から発足するには非常に無理があるのではないかと、そういうことも考えられます。

そうした点で、1番の請願項目、一時凍結してもっと内容の改善、皆にもっと納得できるような改善を図った上で発足すべきだというのが、非常に重要なことではないかと思うのが1点です。

それから、2番目の医療費の2倍化、これもお年寄りの方々、非常に少ない年金で生活をされておられる中で、一気に2倍に負担が引き上げられる。これは非常に大きな生活上の負担、健康上の負担になるのではないかということで、これも是非、政府に考え直して貰いたい点であります。

3番目も同様なことでありますけど、以上の点から、やはり、非常にお年寄りの気持ちに沿った内容ではないかと思います。

○委員長（中野敏勝） その他ございませんでしょうか。

杉山委員。

○副委員長（杉山晴夫） 先ずこの制度については、本議会では6月に議決を諮っているということでもあります。この制度を認めるということですね。それを頭に置いてもらって。それを一時凍結というような陳情の内容でございます。

増田委員の言われるように、なかなか内容がまだはっきり定まらないようですが、現役並みの所得の方はですね、今も、かなりの保険税、保険料を払っているわけでございます。この制度が出来

ると、あるいはこの方々の保険税は下がるかも知れません。これはよく試算してませんのでわかりませんが、というようなことも耳にすることがあるわけであります。

同じ町民で、今まで掛かっていなかった方が掛かると、あるいは高額な保険料を払っていた方が下がるというようなことで、公平感からいったら、あるいはその方々のことも考えて私どもは、町民全体の方のことを考えて審議しなければならないのではないかというふうに考えております。

○委員長（中野敏勝） その他ございませんでしょうか。

永井委員。

○委員（永井繁樹） 今回の杉山委員の中の過去にこのことについての採択があったと、認められたという話がありましたね、その時の状況と、今回の出された請願の内容の状況と、若干ずれがあると私はもちろんあると思うのですが、今回の医療費の新制度の目的というのは、やはり国が高齢者に対する医療費を抑制しようとするのが大きな目的にあるのがもちろんわかるのですが、本来、目的されている高齢者に対してですね、社会的な寄与、そういったものから考えて、本来、お年寄りを敬愛するという中でですね、健康で安らぎのある生活を保障していくという大きな観点からたつと、やはりずれている項目もかなり、この新しい制度にはあるであろうということですから、当然、ここの請願項目の中の中身をですね、やはりきちっと精査をすることが必要ということから考えれば、凍結という言葉が適切かどうかわかりませんが、当然、制度の内容の改善を求めることは必要であろうと。ですから項目の2番、3番についても同じなんですけど、どちらにしてもこの制度が出発して必要になるのは、後期高齢者医療広域連合というのが今回新しくできていますからね、ここの活躍というのがかなり大きな問題になってくる。ここのチェック機能が落ちれば、これは国の言うことを聞く機関にしなければならないということになりますね。

ここが砦ですから。

こういった新体制の中でやれば、総合的なバランスの中で見直しと同時にチェック機能がきちっとされていなければいけないということがあるので、今回の請願項目については、私は大きなですね、問題点は無いだらうと、その願意が伝わってくる内容であると。ただ、1番目については内容の改正を図ることという単純な文面ですから、この内容の改善を図るということは、あげればいくつも項目がでてくるんでね、この辺はもう少し肉付けすべきであろうと。請願趣旨の中に大きく3つしかありませんけども、こんなもんで全然足りないわけですよ。

ですから、本来であればもう少し内容の改善を図ることのですね、詳細がもっとでてくれば、私はもっといいのかなという印象は持っております。

○委員長（中野敏勝） その他ございませんでしょうか。

藤原委員。

○委員（藤原 孟） この請願の特に1番目の後期高齢者、私のみる限りにおいては、悪法に近いのではないかという解釈をいたします。

また、2番目の70から74才、杉山委員が言われたように、確かに怒りを強く感じる階層もいるし、これが2割が1割になれば、いわゆる、言葉は悪いんですけども儲かったという、今で言う、いわゆる勝ち組の人達にとれば、やはり、非常に不公平感を私は感じる。

また、3番目は、今より使う国の負担を増やしてと、この文言がですね、幕別町の民生常任委員会としてでてくるとなると、非常に私は言葉として国の負担を増やしてということにはなっていないと思います。非常にこの3つの請願項目だけで判断するとなると、私には非常に賛成しかねるような言葉ではないかと思います。

○委員長（中野敏勝） 増田委員。

○委員（増田武夫） 今、藤原委員からだされた問題に関連をしてんなんですが、今まで、国民健康保険などでは国の負担分が42%あったものが、38.5%に減らされております。今度の後期高齢者の医療制度の国の負担を見ますと、窓口の本人負担を除いた医療費全体の半分、5割分は公費で負担することになってはいますけれども、国が3、都道府県が1、市町村が1のこういう負担区分になっております。

だいたい窓口負担、1割負担を考えますと、国は9割うちの3割、27%しか国は負担しないと、こういうことになりますと、国民健康保険の38.5%の負担よりも、更に大幅に国の負担を減らしてきたとすることにもなります。そのことにも見られますように、国の負担というのが、どんどん減ってきているという現実もあります。

前回の請願者の紹介議員の説明にもありましたけれども、日本の国のこの医療負担というのは、GDPの負担割から見ても、ヨーロッパやアメリカから見ても、ずっと日本の国としての負担は非常に低い水準にあるということも示されたわけですけども、そうした点を考えますと、やはり、どんどん国の負担を削っていきながら、年寄りその他の負担を増やしていくという、そういう方向が現実としてあることを考えますと、3番目の思想も当然ではないかというふうに思います。

やはり、15番の杉山委員の発言にもありましたけれども、高所得者だとか、確かに掛け金が下がると言われておりますし、負担が下がるというようなことも言われている。その一方で、低所得者の国民健康保険税との比較がしっかりした形では出てきておりませんが、しかし、低所得者の掛け金は上がるということは、一般に言われていることで、しかも、今度の後期高齢者のあれを見ますと、高齢者の保険料の負担が全体の1割、本人窓口負担除かれた後の1割が高齢者の負担ということになってはいます。国の試算でも2年後の改定では更に、保険料は上がざるを得ないという、国の試算にもありまして、今後、高齢者医療全体の予算が増えて、掛かる経費が増えていくことを考えますと、高齢者の負担というのは上がっていかざるを得ないというような、そういう仕組みになってはいます。そうしてことから考えますと、やはり、そうした点も含めて見直しをしていただくと、そういう姿勢が内容からして、請願の項目は当然でないかという感想をしました。

○委員長（中野敏勝） 永井委員。

○委員（永井繁樹） 今の3番の項目が少し問題になっているようですが、医療に係る国の負担を増やしてという表現は、あくまでもこれ、請願者の考え方ですね。これ逆に返せば、後期高齢者の負担をですね、減らすという言葉が当てはまってくるのだと私は思うのです。逆を言えばですね。ですから本来、請願の項目を品よくするのであればですね、いま、藤原委員からも出ましたけど、こういった、ちょっと解釈にはちょっといろいろ問題点が出る表現があるのであればですね、やはり、後期高齢者そのものを主人公にすれば、負担は減るという表現が本来はしっかり行くんだと私は思いますね。多分、この願意の中にはこの意義がですね、ちょっと誤解を受けるような表現ですけども、本来そういう意味が入っているのだと私は理解します。1番、2番から察してもですね。特別この3番目の全般の文章だけではね、突出したものではないと思いますけども、ただ請願を察するうえでは、やはり高齢者を主人公にした文章の方が訴えやすいのではないかという印象は、今、お聞きしてですね思いましたね。

○委員長（中野敏勝） その他ご意見ございませんでしょうか。

牧野委員。

○委員（牧野茂敏） この請願項目そのものを、ごく当たり前と言ったらあれなんですけども、こ

ういったことが行われるのが当たり前だと言えばそういったことになると思いますけども。

北海道後期高齢者広域連合、この活動あたりでは、この後期高齢者医療制度をどのように、いまのところ活動しているのか、私は紹介者の中橋議員おられますから、お話を伺ってみたいと思うのですけども、そういったことはだめでしょうか。

○委員長（中野敏勝） 今、牧野委員からですね、請願項目について再度、紹介議員に対して質疑を求められておりますけどもいかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

○委員長（中野敏勝） 異議ないようですので、紹介議員、席へお願いします。
中橋議員。

○紹介議員（中橋友子） ご質問いただきました、後期高齢者広域連合議会の現在の取り組みの状況と今後の方向性、わかっている範囲でお話をさせていただきたいと思います。

後期高齢者広域連合議会は初議会、臨時議会が8月の7日、札幌で開かれました。

このときには初めての議会でありましたから、組織の構成から入りましたが、全体で40の議案の提案がございまして、それを審議してまいりました。

主に前回のこの民生常任委員会するときにも永井委員からご質問いただいて、お話をさせていただきましたが、平成19年度の予算に係る中身は主に議題でありました。

総額で14億を超える一般会計の審議を行ってきたところです。

ここで、この請願に関わる広域連合議会の議論を抜粋してお話したいと思うのですが、問題になったことの一つは、周知がやはりされていないと、これは私どもの方で、質問をさせていただいたのですが、この制度そのものが、被保険者、全道で63万人ということでありましたが、この被保険者にほとんど知られていないということと、加えて道民全体にも知られていないということをお知らせしました。お答えいただいたのは、広域連合会の連合長という方が網走市の大場市長さんであります。この市長のお答えではその通りであるということでありまして、今後、各町の広報誌にお願いしての周知、あるいは連合独自でリーフレットを全戸分に作成をして配布する。それから、テレビのコマーシャル、さらには説明会ということが一つありました。

それからもう一つ問題にしたのは、これは永井委員のご質問にもありましたけども、道民の声、あるいは被保険者自体の思いがどれだけ反映されていくのかということでありまして、そういう仕組みもやはり無いんですね。それで今後については、運営協議会といいますか、国民健康保険制度の中に運営協議会というのがあるんですが、それと同じような仕組みを作って道民の皆さんの声を反映できるようにしていきたい。メンバーについては、この間も申し上げましたが老人クラブの代表の方ですとか、医療関係者の方ですとか、そういった方がいいということでありましたが、そういう仕組みでやっていくということでありました。

しかし、それでもやはり十分でないということで、網走市長、連合長さんのところの自治体では出前講座なども既にスタートさせて回を重ねてやっているということもきかされました。

それから二つ目の保険料の問題であります。これにつきましても、これは11月22日、次の議会が予定されているのですが、そこで決定をするということでありました。

これにつきましても、既に試算には入ってはいるんですが、今言われていますのは、75歳以上の方の北海道の総医療費、使っている医療費ですね、これを積算に基づいて63万人の高齢者で按分した結果が、年額8万5千円というふうに算出されておまして、これにつきましても、国民健康保険税と同じような、所得に応じて7割、5割、2割の減免措置等も当然適用されていくようになる

わけですから、その所得に合わせた金額の算定と、それから、積算の根拠となる均等割であるとか所得を何%まで見るか、8%ということもでてますが、そういうところの定めが、まだ、きちっと確立されていないということで、試算にはいるということでありました。

その試算の結果については、遅くとも来月の初め、10月の初めには中間報告というような形で、発表して道民の皆さんの論議をあおりたいということも、その後の交渉の中で、明らかにされたところでは。

ですからここに請願に関わることで周知のための連合議会としてどうするかということ、保険料をどのような形で、定めて皆さんにお知らせしていくかという、この趣旨であります、その点についての内容は、今お話をさせていただいたようなことであります。

もう一つ付け加えれば、私も連合議会の役割は非常に大きいというふうに思っております。ただ、この議会の仕組みそのものが、もう皆さんお感じになっていらっしゃると思いますが、こういった幕別町の議会のように、地域に、限られた地域の中で、この地域に責任を持つ人達が、その個別の問題でやっていくということよりは、全道、180ある市町村のうちの32人でありますから、しかも、例えば札幌市であれば市長さんと議長さん二人出てきてます。函館も同じです。そういうふうになりますと、全道の自治体から議員が出されているところは26しかないんですね、その26からでてきている議員が、それぞれ価値観を共有しながら論議をしていく難しさということもありまして、広域連合の議会のあり方というものも、十分に皆さんの意向を汲んだ形に改善、前進させることも同時に取りくみながら、やっていかなかったら目的を果たされていけないというふうに、これは私の感想であります痛感しているところです。

以上です。

○委員長（中野敏勝） 牧野委員。

○委員（牧野茂敏） 単純な質問なんですけども、広域連合で例えば保険料であるとかいろんな議案ですよね、これは、仮に否決されるようなことがあれば前に進まないとか、そういった力そのものは無いんですか。広域連合そのものに。

○委員長（中野敏勝） 中橋議員。

○紹介議員（中橋友子） 議会ですから、うちの議会と同じで、予算が否決されればそこで凍結されればそこで凍結される、進まないそれは同じです。

これは私、自分自身の考え、行動にも責任を持つということも含めまして、8月7日の一般会計のサイドであります、負担金に対する大きな町も小さな町も同じ負担金で平等性を欠くとか、それから電算システムの発注のあり方に不明な点があるとか、そういう問題がありまして、私は賛成しなかったんですが、32人のうち、欠席者が3人おりました、その他に議案に反対したかた、私以外に3人、ですから賛成多数で通りましたけれども、しかし疑問を持っているという議員さんがその中にもいらっしゃったということがありました。

結果として凍結されるかどうかということは、仰られるとおり、否決をすればそれは進まないこととなります。

○委員長（中野敏勝） よろしいですか。

暫時休憩します。

(13:55 休憩)

(13:56 再開)

○委員長（中野敏勝） 休憩を解いて再開いたします。

杉山委員。

○副委員長（杉山晴夫） 先ほど私ちょっと冒頭発言したとおり、この制度については、6月の定例会だと思いますが、本会議で議決をしているわけですよ、そしてここ3ヵ月たってこの請願が出て、一時凍結というような項目のことを、この委員会としてですね、採択していいものかどうか、正直言ってどんなものでしょうか。ちょっと疑問を感じるのですがね。

いかがなものでしょうか、皆さんのご意見でしょうけども。

○委員長（中野敏勝） いまのことについて。

杉坂委員。

○委員（杉坂達男） 前回の意見に重複するかと思うのですが、ただいま説明員からの説明もありましたが、いってみれば、新しい自治体ができる議会もできたということでありますから、特に取り上げられるべき問題というのは、新しいものかも知れませんが、また今まで蓄積されたものかも知れません。したがってそこがリーダーシップを取るべき性格ものが集められているのだと思っておりますし、その為の自治体ができただと思っております。

従って、我々地方議会はそういった連合体からの問題について、むしろ我々の議会が声を上げるべきなのか、議会がリーダーシップを取って各議会の思いを相して、整理統合してその自治体運営チェックをしていくものなのか、非常にその辺が、発足して間もないといえばそれまではありますけども、我々に言わせてみれば条件としないところもあります。これら問題も私はやっぱり、この連合体というところが、きちんと受け持ってやる、そういう仕事を分掌して、それに関係する専門の自治体ですから、あれもこれもやる自治体ではありません。これだけをやる自治体ですから、そこら辺の考え方にですね、我々はやっぱり期待もしているわけですし、また、この制度が充実していくためのやっぱり自治体なわけですから、その辺の思いがどうも我々といささかの差があるのではないかなと思います。しかしながら、議会、自治体ともに発足したばかりでありますから、それらに対する期待を込めて、考え方を申し上げましたけども、そういう思いがいたしております。さきほど意見がありましたけども、定例会があるんだから、定例会の中での活動の実施評価というのは当然、地方議会からどんどん上がっていくべき問題でありますから、そういうことですね、私は意見として持っております。これが将来にわたっていろんな問題が、高齢者についての問題がでてくると思っています。それはやはり、この自治体が責任を持ってそれぞれの自治体に、それぞれの議会にいろんな波及をさせるべきもんだと思っております。

○委員長（中野敏勝） 増田委員。

○委員（増田武夫） 昨年12月でしたか、広域連合の規約、本町の議会でも可決されて、その結果、今、発足しているわけなんですけど、やはり、この広域連合に確りと役割を果たしてもらっていかねばならないことは、これははっきりしていることなんですけど、広域連合といえども、国の法律の下に機能している所ですのでね、やっぱり、その上の方がいろいろ問題があるがために、広域連合も苦勞するのでありましょうし、なかなか我々住民も高齢者などの意見も反映しにくいようなことにもなっているんだらうというふうに思うのですよ。例えば国保などは相当な町村が単位でやっていますけども、しかしながらその中でも、我々も過去にも国も負担をもう少し上げてくれないか等という意見書も各自治体から上がってきているわけなんですけど、それと同じように、やはり、後期高齢者の制度そのもののあり方を、やはり国がもう一回見直して欲しいという、これは、今の時点でも、また、これから運用していく中でいろいろ出てくれば、また、それに応じた意見書などを上げていく必要性がこれからもでてくると思っています。現在の時点で、いろいろな内容があり

ますけれども、国の方でもそうした高齢者や国民の意見を聞いて、改善して欲しいんだと。発足前からいろいろ、既にいろんな問題があることが指摘されているわけですから、やはり、改善しながらその中で広域連合もしっかり頑張っ欲しいと、こういうことだと思います。そうした点で、そうした各町村からの意見書も国に上がっていくことが重要ではないかなというふうに思います。

○委員長（中野敏勝） 永井委員。

○委員（永井繁樹） いろんな意見がだされて、私も参考にさせてもらっているんですが、広域連合のあり方を考えたときにですね、これはもちろん過日、6月の杉山委員いわれたように、うちの議会は通ってますから、これは制度の中身を決めたわけではなくてですね、こういった広域連合の設立ですよ、規約等も含めて、これについてはもちろん議会も賛成しています。

ですが、ここの場合の内容なんです、この制度そのものをですね、若干否定している文書というのが、一時凍結というのがちょっと否定気味な表現なんですけども、このことは少し引っかけますが、内容の改善を図ることについては、これ願意は伝わってくる。今の広域連合が設立されたということは、本来、この請願者はですよ、その制度がわかっているのであれば、広域連合に住民として直接的に請求できる、請願を出している、そういう権利はあるんですよ。そのあたりが、検討されたかどうかちょっと推測できませんけども、我々議会としては、そういった流れの中で、総体的に判断をするときにですね、このことを直接、国に出す方法と、それを認めることとですね、広域連合の方にそういった請願請求をするのが、一つの方法としてありますから、議会として考える場合はその辺がいろいろと判断材料になるし、なってくるんだらうと思うのです。今、いろんなお話の流れを聞いているとですね。決して制度そのものを否定する意味合いが、もしこの一時凍結ということがあたるのであれば、これは表現が不適切と、それと先ほど言った医療に掛かる国の負担を増やしてということが、一つ指摘されて表現として適切ではないという結果、具体的な意見も出てきていますから、ある程度、この請願書の内容については、その制度のあり方だとかそれ以前の話をどんどんしてしまえば、請願者の出された請願にはたどり着きませんので、ある程度この表現の中です、もう駄目なところとか、問題点のあるところをどんどん指摘して行って、じゃあどうしてどうなんだというところの方向性をだしていかないと、この請願に対する審査が何時までたってもできないですよ。

ですからもうそろそろ、そういう方向に切り替えられた方が私はいいいんではないかと思いますが。

○委員長（中野敏勝） その他に、この部分で問題点があればそれぞれ聞かせていただきたいと思いますがどうでしょうか。

杉坂委員。

○委員（杉坂達男） 今の永井委員の発言、意見なんです、いわれるこの辺で共通認識をしておかなければならんということは、この連合体に対する共通認識ということなんです、これがばらばらであるとまた将来ともいろんな問題を引き起こすことにもなりますし、我々も議員として認識不足にもなりかねません、したがって、私は広域連合そのものは、地方議会のこの後期高齢者制度についての切り離したものだということは先ほどから申し上げているとおりであります。

したがってそれはやはり、きちんとした共通認識として持つべきであると思うのですが、各委員については、いかがな考え方か、ということは、もっと簡単にいうと、こういった問題、請願等がそれぞれの道内180のところからどんどんでていくということは当然ですよ。以上です。

○委員長（中野敏勝） その他、牧野委員。

○委員（牧野茂敏） 私も杉坂委員と同じような内容なんですけども、やはりこういった請願項目

ありますけども、連合会の議員の方もこういった思いはかなり持っていると思います。

せっかくできた広域連合ですから、広域連合の方に請願された方が私は、こういったことを、先ほど中橋議員の方からお話ありましたように、連合が否決すればだめであるし、採択になれば進めるんだというようなお話もありますし、その点からいうと、私は広域連合の中で、練って頂いた方がよろしいかと思えます。

○委員長（中野敏勝） 増田委員。

○委員（増田武夫） 広域連合もあくまでも国の法律の中で進めて行かざるを得ない。広域連合が自由にいろんなことが決めていかれるのであれば、これは、今仰られることも理解できるんですけども。やはり、例えば全体の予算は国は何ぼ負担して、高齢者にどれだけ負担するんだということは、これは法律の中で決まっていることですので、だから、そのへん自由にやっているとわけではないわけですから、そうした点では、やはり国にこの制度そのものの改善を、やはり求めていくわけですのでね、これは、こういう問題が広域連合に上げていかれても、広域連合ではいかんともしがたいということだと思うのですよね。

だからこ、こういう請願がねあがってきているわけですからね、広域連合でいろいろ独自にやられていかれるのであればね、それは広域連合で改善できる最大限のことはこれから、我々も要求していかなければならないし、出ている議員にも頑張ってもらわねえんですけども、しかし、基本的な点は法律の縛りがあって行われていくものですのでね、その点は国、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に出すべきですね。

○委員長（中野敏勝） 永井委員。

○委員（永井繁樹） ちょっと紹介議員にお聞きしたいので、先ず内容がですね、こういう形で国に対する提出先ででてきた状況がございますから、今言われているように、広域連合という議会そのものがもうスタートしていますから、提出者が、請願者がその時にこういった国に対する提出ということで、今回選んできているという中身にですね、判断の中で、広域連合に対する請願だとか陳情とかという形の選択肢がなかったのかどうか、そのへんお流れがどういう形で、こういうふうに出てきたのかですね、もし紹介議員がその流れがわかっているのであれば、どうしてこういうふうに出てきたのかということ、ここで説明いただけるとですね、請願者の願意がある程度わかると思いますので、もし私の要望がよければですね、説明をいただきたいと思うのですが、お諮りいただきたいと思えます。

○委員長（中野敏勝） 永井委員から請願事項についてですね、再度質疑があるとのことですので、紹介議員に説明を求めたいと思えますけども、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

○委員長（中野敏勝） それでは、紹介議員の説明を求めます。

中橋議員。

○紹介議員（中橋友子） ご質問いただきました、この請願を出されてきた経緯、紹介議員としてどう係わってきたかということも含めてなんですが、この請願は、十勝勤医協幕別友の会から出されたものでありますが、私どもが相談を受けた内容につきましては、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、あくまでも国に対して、国が昨年6月に、この請願主旨の冒頭に書いてありますが、医療制度改革関連法、この設立によって後期高齢者医療制度というものができるとありますが、その大本のところでの、やはり考えてほしいということがあるということから、国に対して提出したいんだという相談でありましたので、それに私どもも答えさせていただきました。

同時にですね、広域連合に係りましては、広域連合も一つの自治体でありますから、ここにはここで、直接医療関係の方、あるいはこういう団体の方達が、請願書を送っていく、これも広域連合にも請願を受ける規約が作ってありますので、そういう形をとっていくというふうに私は理解しておりました。

○委員長（中野敏勝） 永井委員。

○委員（永井繁樹） そういう理解のもとですと、後期連合には同一請願者から請願書が出たという事で理解していいですか。

○委員長（中野敏勝） 中橋議員。

○紹介議員（中橋友子） まだ、議会が開かれておりませんの、現時点ではでておりません。

8月7日の発議会では、連合の権限の範ちゅうにおいて、改善を求める請願が札幌の団体から出ておりましたが、そういうことも、この提出された今回の幕別友の会の方は理解をした上で、今回、国に向けてということで出されてきております。

○委員長（中野敏勝） 永井委員。

○委員（永井繁樹） そうしたら、広域連合に出す請願の内容に対してですね、広域連合の持つ権限の範囲というのは、今回だされた請願書の項目、この国に対する範囲と違うと理解しているんですね。そのへんちょっと説明してください。

○委員長（中野敏勝） 中橋議員。

○紹介議員（中橋友子） そのとおりです。

厳密に一つ一つの項目をどこまで国の権限かあるいは広域連合で改善していけるのかと、そういう判断というのは、このどの項目にも生じてはきますが、今回の整理の仕方として、8月に出されました請願の中身は、大変具体的な内容でありまして、先ほど私が申し上げましたような、説明が不十分であるから、広域連合議会としてきちっともっと説明する、あるいは住民に周知する、そういう取り組みをしてほしいですとか、それから保険料等についての減免の権限ですね、これを広域連合は持ちえるというふうになっているものですから、それを検討してほしいですとか、そういった具体的な項目でありました。

ですから、今回のように、一番目の内容の改善という点では、この、そういった詳細のことではなくて、後期高齢者制度そのものを、初日に私お話させていただきましたが、保険と資格証明証の発行であるとか、それから全体の医療費が包括性といって頭打ちになるとか、こういうことが、広域連合の権限ではいじれないんですね。そういうことについて、国に対して改善を図ってほしい、これが一番目であると思います。

それから2番目の70から74歳というのは、これは広域連合が直接、関連ありますが関わらず医療制度の中の背景にありますから、当然国ということになっていきます。

それから3番目の国の負担を増やせということでもありますから、これも広域連合というよりは国の、厚労省の予算に関わってきますので、直接国に対する意見を求めていくことが適切であるというふうに私は思っています。

○委員長（中野敏勝） 永井委員。

○委員（永井繁樹） そうするとですね、いまちょっと大きく問題となった、広域連合のですね、権能も含めてですよ、いまの説明からいくと、広域連合って何ができるのかと誤解がされるんですよ、されてしまう。

説明者本人がその議員になっているわけですから、広域連合の置かれている位置付とですね、そ

の役割というのが、じゃあ、こういった項目に対して触れないというふうに、まったく触れないんだよというふうに聞こえてくるんです。

私、違うと思うのですね。そんな何もないようなものであればですね、後期高齢者医療制度の在り方というのは、広域連合ができようができまいが決まってしまうような話に、誤解されますから、私はちょっと今の説明の中では、連合の在り方というのはそういうことにはならないだろうと、私は思うのですが、それは受ける方のそれぞれの感覚がありますから、今の説明を聞かれた他の委員さんがどう感じられているかもありますのでね、もうちょっときちっとしたイメージが出来上がっていかない。それから我々の町民の意見をですね、広域連合に伝えるというか、それらを含めて改善していくというのが議会の役割ですから、そのあたりもう少し、説明願います。

(関連の声あり)

○委員長(中野敏勝) 杉坂委員。

○委員(杉坂達男) 今のご意見とやや同じなんです、ですから、我々の認識を共通しなければいけないということは、そこらへんだと思うのですよ。この議会が、あるいは自治体が、我々地方自治体あるいは地方議会から、受けられるものと受けられないものがあるという認識に、理解されやすいような説明であったような気がいたします。

これでは、何もならないのですね。

私は端的に言って、この制度を地方の自治体あるいは議会から切り離して新し連合体の自治体、議会が受け持つんだと、これは非常に分かりやすい説明ではないかと思うのですが、違うんですか。

○委員長(中野敏勝) 中橋委員。

○紹介議員(中橋友子) 一つの新しい自治体ができたと、その通りであります。

ですから、そこに新しい議会もでき、予算も執行し、責任を持ってその制度を運営していくと、こういうことにつきるんだと思うのです。

それに関わって、住民との関わり、請願権の問題も含めてですが、どのように扱っていくかということになっていくかということになっていくかと思うのですが、基本的に広域連合で受けられないというようなことは、これは基本的にはありません。

その問題に係わってはここの窓口を通すということは、それは当然のことだと思います。

しかし、制度から言って、例えばうちの幕別町が国の機関があり幕別町があり住民がある。同じ関係ですね、国の機関があり、広域連合があ、北海道の道民がいる。

そうすると、当然、法律、法的な問題が直接権限の及ぶところ、それと実施母体になるところ、この違いというのは、おのずと皆さ、専門家の皆さんですから、当然うまれてくるというのはご理解いただけますよね、その範囲の中の扱い。ですから、それを、だれがどんな請願をどんな形で上げてくるかというようなことは、これは住民の方ですから、住民の方の判断にお任せする。それを受けた連合は連合としての責任ある態度を取ることになりますし、国に対しては直接国が責任を持ってやるということだと思います。

ですから、地方自治に両委員がい仰られるように、広域連合制度の北海道でこの問題について、独立した機関として責任を持ってやっていくというのは、この機関でしかない。これは仰られるとおりであると思います。

○委員長(中野敏勝) 杉坂委員。

○委員(杉坂達男) 説明員に改めて確認をしたいわけですが、結局そういう、仕組みを作ってきたわけですね、全道の隅々までにはそういう議員はいないけども、しかしながら、その地域、地

域での取り組みというのは、あるのですから、なにも隔々までいなくても、情報社会の中ですから、そういうことを察して少ない議員の議会だというふうに私は認識していますから、そのへんのことにはあまり心配ありませんけども、我々が6月の時点で良としたことと、今、説明をされていることと、若干の違いが、私は感じたわけですね。

広域連合は、さっきから言っているように、この部分だけを切り離れた連合体だということを、先入観があるものですから、よけいそういう意見を出してしまうのかもしれませんが、いろいろな問題が地方にあるものを、とにかく全部議会で受けるんだと、議会はこの地方のガードをしていくような連合体はしていくんだというふうな思いで、きっと組織化されたもんだと私は理解しているんですよ。

ですから、あれは駄目これは駄目なはずはないし、もっとそこからは各地方の考え方が取りまとめられて、取りまとめられて国に改めた改善、あるいは要望を出していける、あるいは権限もできてるんじゃないかというふうに私は考えているんですよ。

○委員長（中野敏勝） 中橋議員。

○紹介議員（中橋友子） 私も基本的には同じ考えであります。ですから、何度も申し上げますが、北海道の後期高齢者医療制度に関わって、責任を持つ自治体というのは、この連合議会だというふうに思ってます。

それは、思う、思わないという認識ではなくて、そのようにきちっと法で定められ、規則もつくられ動いていくというのが現実です。

先ほど誤解を招くというか、説明が十分ではなかったのかなと思うのですが、永井委員からの質問で、この請願者がどういう過程でこれを出してきたのかと、そして、係る紹介議員はどんな判断で国に向けてのことになったのかというような内容であったというふうに理解しましたので、その自分としての分け方として、この内容については今の時点で国の方に退出することの方が、より自分としてですよ、より法の直接の大本の方に係る内容が多いので国に出すことについて、団体から求められてきたときに、そのとおり理解するというところで受けたわけです。

ですから、こと細かなことについては、連合の方にまた出していくということについては、それは大いに協力したいと思っていますし、全道がまたそういうふうになっていなくなっちゃ、この制度は大変問題のある大きい制度ありますから、皆さんの思われているような、改善に向けてのいい制度になっていかないと思うのです。

ですから、窓口として駄目だというようなものは何もございません。

○委員長（中野敏勝） 他に、ご意見ございませんでしょうか。

この際40分まで休憩をしたいと思います。

（14：25 休憩）

（14：40 再開）

○委員長（中野敏勝） 休憩をといて再開します。

今、様々な意見が出ているところでございますけども、この他、意見ございませんでしょうか。永井委員。

○委員（永井繁樹） 今の中橋議員の説明の中でですね、この請願に至る流れは理解することができました。広域連合に対する出し方、こういった国に対する出し方、それぞれ手法はあるのかなというところにも理解をしたいと思います。が、ここからなんですけどね、請願項目、3点について私はこの委員会で話を進めたらどうかなという提案をさせていただきたいんですが、文言からある

程度、推察をできるいろんな状況がありますが、第1項目の一時凍結しという、文言がですね、かなり否定的な文言になっていますので、私は、新たな後期高齢者医療制度の内容を改善を図ること。要するに一時凍結しという表現を、それにしない方がいいだろうと。それと3番目のですね、医療にかかる国の負担を減らすを、高齢者の医療負担を軽減してとか、そういった文言にすることによってですね、非常に願意が伝わりやすくなるのではないかという印象を持ちます。

他の委員さんの考え方もあるでしょうが、願意の主旨、これはすべて何回も説明を受けていますので、ある程度主旨は理解できるものがありますので、主旨の文章の中でですね、特段、表現が適切でないものがあれば、また、ご指摘をしていただければいいと思いますが、私は請願の項目の範ちゅうの中の2カ所、委員会の中でですね、ある程度理解を示していただけるのであればですね、このことをもし、一つの今のテーマにして問題点として話し合われて、この請願をどういう扱いにしようかという具体的な段階入られた方が、もう大体説明受けましたのでね、よろしいかと思いますが、お諮りをいただきたいと思います。

○委員長（中野敏勝） 今、永井委員から意見がありましたけども、この請願項目のですね、部分の削除というか精査というか、そういう形でだされたらどうかというようなことですが、1項目のですね、一時凍結それと国の負担という部分のことなんですけども、これについてどうですか。

増田委員。

○委員（増田武夫） この請願者がこの望んでいることは、やはり制度を改善してほしい。高齢者やなんかの負担を減らしてほしいということですので、そのへんの意見書の文章は、みんなが合意できるような文章で、別にこの表現にね、こだわることはないと思うので、そのへんは、そういった請願者の主旨が伝わるように意見書を作っていただくということで、十分対応できるのではないかな。この請願の文書を変えるというわけにはいかないから、そうした点で、みんなで合意して意見書を作っていくということはよろしいんじゃないかと思います。

○委員長（中野敏勝） その他に。

よろしいですか。この形で。

（はいの声あり）

○委員長（中野敏勝） それでは、これより採決をいたします。

永井委員。

○委員（永井繁樹） 進行にあたってですね、ちょっと希望があるんですが、今、意見出されて、請願主旨と項目を含めた文書作成にあたってはですね、請願者の願意を損ねないという前提条件の中で、この委員会が認めればいいのかという意見が出ましたのでね、先ずそれでいいのであればですね、それでいいのであれば、当然、意見を集約して皆さんがそれでいいとあれば、これ討論がいらぬわけですね、いらぬですから、採決に入っていくんですけども、ただ、過去に例えば請願文書というのは、委員長、副委員長にお任せするとかいうお話があってですね、その原案を作っていたという中で、それを再度、委員会の中で正式に諮るという経緯をとらないというケースもあるんです。ですから、私はこの場合は、例えば文章表現をきちっと作った中で、再度、きちっと委員会の中でこの文章はいいかどうかというのを、委員会の中で審査をすることが、今回は必要があると思うのですよね。委員会で、閉会中にプリントを配布するような確認の仕方ではなくてですね、そのへんを含めてですね、皆さんの考えをきちっとお聞きした上で、採決に入っていくかと私はいけないのかなと思いますので、お諮りしていただきたいと思います。

○委員長（中野敏勝） ただいま、永井委員の方から、ご意見がでておりますけども、これについ

てご意見があれば、ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長(中野敏勝) なければ、これより採決をいたします。

請願第1号、後期高齢者医療制度並びに70歳から74歳の医療費2倍化、2割負担の改善を求める意見書の提出を求める請願について、採択するということにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(中野敏勝) 異議なしと認めます。

したがって請願第1号は採択することに決定いたしました。

杉坂委員。

○委員(杉坂達男) これ採択されたんですが、提出先について提案をしたいと思います。

請願者が求めております、三大臣に加えて、本議会からは広域連合にも請願したいと思います。

○委員長(中野敏勝) お諮り致します。

今、杉坂委員から、提出先を広域連合まで増やしてという意見が出ましたけども、これについてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(中野敏勝) 異議なしと認めて、請願第1号は採択することに決定し、さらに広域連合にも提出先を加えてというふうにしたいと思います。

次にですね、陳情第6号、身体障害者福祉に関する陳情を議題といたします。

本陳情についての各委員のご意見をお聞きしたいと思います。

ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

増田委員。

○委員(増田武夫) 前回、こうした障害者からの陳情を尊重すべきでないかという、そういうお話でお話したんですが、そのことはそうなんですけども、その後いろいろ精査してみましたけれども、なかなか意見書として出すには非常に面倒だという部分もありますし、また、私はこの陳情する方が、いろいろ調べたりしてなんだりして、当然知っているものと思ったんですけども、しかし、よく調べてみますと、どうもそうではないような点もございました。

例えばここにガスの問題についても、陳情されておまして、ガス事業法に基づいて、きちっと業者その他にも指導せいというようなこともあるわけなんですけども、私、ガス事業法なんかも調べてみました。その調べた結果、なかなか身体障害者のような個人に対しての減免にあたるものはありませんでした。

その根拠ではないかと思われる部分では、ガス事業法の20条に但し書きというのがあるんですけども、この20条はどういう条文かといいますと、第17条で、供給約款というものを政府の承認を受けるようになっていっているんですが、それは何かというと、ガス料金その他の供給条件を決めたものなんですけども、但し書きで、大口供給を行う場合、大口の供給を行う場合においては、供給の相手方の合意によって、その料金だとかそういうもののあれを変えることができるようになっているんですね。そこが減免できるという根拠なんですけれども、しかし、その条文をみてみましても、障害者に対する、その個人にとって、利用者に対する変更にはあたらない関係もありまして、この陳情でいうように、行政がこれらの情報を住民に告知し、サービスを受益する権利を保障する義務があると、ここに書いてあるんですが、そういう義務がちよっと生じないのではないかと、同時に住民が正当なるサービスを受益できるように、事業者に対して指導・教育を行えということがあって

すが、これも、法律のあれからいって、指導教育を行うような根拠にはなりえないと、そういうようなこともありまして、私はこれ読んだ時にはガス事業法にはそういう、法的な根拠があるのかと思っていましたが、私が調べた限りでは、そういうものにはなっていないということもありまして、なかなかこの陳情に即答するという形には、ちょっとならないのではないかとというふうには、ことでありまして、その他にも、個々の問題で、電力会社への問題だとか、札内J Aガス事業団なんかに減免措置をせいだとか、そういうことはちょっとこの議会としては出来かねるあれでもありますし、そういうものがあまりにも多すぎるのではないかとということで、即これをというわけにはいかない内容だと、勉強して改め思いましたので、この前の発言を訂正したいというふうに思います。

○委員長（中野敏勝） 他にご意見ありませんでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（中野敏勝） 意見がないようでありますので、次にですね、討論を行います。

不採択とする方より行って行きたいと思います。

どなたか発言ありますか。

永井委員。

○委員（永井繁樹） 討論に入る前にですね、審議していただきたいんですけども、この中に、電気、ガスは勿論いまの意見と私も同調するところなんですけども、水道というのがあるんですよ、今日、配布していただいた資料の中に、水道に関わっての状況ですね、若干の資料提出があったものですから、企業会計を営んでいる幕別町として、水道に関わってですね、ある程度の福祉的な措置がとれるかとれないかというところについては、電気ガスと同じスタンスではちょっと判断がしかねるのではないかと思います。

ですから、討論にはいるということは、賛成か賛成でないかという形にどうしてもなってしまいますのでね、その前にこのところをですね、他の委員さんどう考えられているのか、それに係る文章も陳情の主旨要件の中に入っていますので、全体的に全てをひっくるめてのですね、討論にしていくのかですね、そのへんのこと、ちょっと陳情者の願意を考えるべきだと、くみとるところがあれば、くみとれる可能性があるものがあるなら、それはやぱりきちっと審議してやらないと、いかんと思いますし、できないならできないと結論するのもいいと思うんですけど、そのあたりは皆さんどう考えられているのか。

○委員長（中野敏勝） 永井委員から、今の電気ガスについては、個人の企業でもある関係で、水道についてですね、料金割引等の待遇処置というんですか、そういうものについて、優遇措置、これについてのご意見ございすでしょうか。

増田委員。

○委員（増田武夫） 先ほど、全部ことば足らずだったんですけども、私も永井委員と同じような、感想を持ちまして、部分採択とかそういうことも、可能性としてはあるのではないかなというふうな感想を持ったんですが、幕別町に対する減免措置の実施依頼、意見書提出というようなことも、具体的に触れられているわけで、この扱いをどうするかということが、ちょっと話し合われた方がいいのではないかなと思います。

意見書という形にはならないかと思うのですがどうなのでしょうね。

○委員長（中野敏勝） その他いかがでしょうか。

藤原委員。

○委員（藤原 孟） 先ず、水道に関してですけれども、水道の減免措置があれば我々大いに検討して賛成の意向をもってでも町に対し意見をしていきたいと思ひます。

また、電気に関しても、施策でそういうことがやれるのであれば、議会で決めるなりなんなりしてよろしいんじゃないかと思ひます。

私の意見です。

また、ガスの事業者に対しても、これは、いろんな企業がいわゆる地域貢献とか社会貢献とかそういうことで積極的に、例えば利益の何%を抛出するとか、いろんな形で今、企業自体が前向きに考えていると思ひます。

もし、この委員会ですこういうことも含めて賛成なり意見を出せば、それにまた賛同する企業があると私は思っておりますので、是非、少し形は変わるかと思ひますが、もう少し検討していきたく思ひます。

よろしくお祈ひします。

○委員長（中野敏勝） 他に、杉山委員。

○委員（杉山晴夫） 電気ガスについては、相手は民間業者ですので、なかなかこの委員会ですとか議会としてですね、検討させるのちょっとできないんじゃないかと、私は思ひます。

上下水道については、町が実施体ですので、ただ町に対する意見書はできないと思ひますので、これは、暗黙のうちにお話して、こういう要望もあるということ、担当課にお話するしかないのではないかと思ひます。

○委員長（中野敏勝） その他。他にご意見がないようですので、次に討論に入つてよろしいでしょうか。

暫時休憩いたします。

（14：41 暫時休憩）

（14：46 再開）

○委員長（中野敏勝） 休憩を解いて再開いたします。

今、いろいろな意見がでておりますけれども、一度取り下げをしていただいでですね、そして、また、それについて審議をしていきたく思ひます。

暫時休憩いたします。

（14：27 暫時休憩）

（14：33 再開）

○委員長（中野敏勝） 休憩を会議を解いて再開いたします。

この身体障害者、電気ガス、水道の利用料金割引、優遇措置、福祉に関する陳情第6号については、継続審議としていきたく思ひます。

（異議なしの声あり）

○委員長（中野敏勝） 次に陳情第7号、生活保護、児童扶養手当などの福祉切り下げの中止と改善に関する陳情を議題といたします。

本陳情について、各委員のご意見をお聞きしたいと思ひます。

ご意見のある方は、挙手をお願いいたします。

杉山委員。

○委員（杉山晴夫） 陳情の内容を見ました。意見書を関係機関に提出くださいますよう陳情いたしますとなっておりますが、関係機関、提出先書いてあるはずですが、ここに書いていないので、そ

れが第1点と、それから、(1) のですね、これ実際にそのあったのかどうか請願でないので説明がないのですが、その水際作戦というようなのがあるのですがね、この申請書を渡さない自治体窓口での違法行為があったというようなことを書いてありますが、これは、全国的に何件があったのかなと思われませんが、民生児童委員もおられることですから、そんなことはさせないではないかと私は思います。ケースワーカーが申請があった場合、よく調べてですね、内容を調べて該当しないから申請をしない方がいいのではないと言われる場合もあるかもしれませんが、受けないということはないのではないかとというふうに1点疑問を持ちます。

それから、(2) の不動産担保の貸付制度ですね、これはいいことではないかと私は思うのですがね、大変いいことではないかと思うので、これ全面的に不採択に賛成できる問題ではないと私はそう考えます。

○委員長（中野敏勝） 他に。増田委員。

○委員（増田武夫） 1点目、今話題にもなりました、水際作戦の問題なんです、これは全国的にすごく問題になっていることなんですよ。

新聞テレビなどの報道でみれば、北九州なんかでは、水際作戦というのが、申請に来ても受け付けないというね、それで、餓死してしまった人もいますし、自殺した人もいますし、函館では焼身自殺した人もいますし、これは全国的に問題になっていて、国が、結局生活保護の申請のあれを抑えるという指導をしているものですから、各町村の窓口がなんとか件数を減らそうとしているんですよ、今ね。本町でもなかなかすぐいかないというようなことも聞いたこともありますね、だから、そうした点では今全国的に行われているのが、水際作戦だと。本来であれば申請しようとする意思があるものは、みんな受理することになっている法律なんですよ。だから、その上で審査して、決定になっていくわけで、その申請さえもなかなか受け付けないというのが、今の全国的な傾向なんですよ。それからもう一つが、後段に書かれているように、受けている人に、十分な収入がある状況でないのに、無理やり事態届を書かせるというのも、何件か出ているんです。これは新聞報道などでもね、されてますのでね、それは実際起こっている問題なので、そういうことのないように、やはり必要な人は、それはいろんな不正受給なんかも問題になりましたけどもね、必要な人は、受けれるような制度にするのは、どうしてもね、必要なことだというふうに思うのですよ。

それから、2番目のこの貸付金の関係なんです、これも、結局自分の家を担保にお金を借りるということで、問題の一つは、そういう制度にするための不動産の評価だとか、いろんなことに時間がかかるものですから、申請しても、その貸し付けを受けるまでに何ヶ月か空白の期間が起きるとというのが、一つ問題になっているのと、それから、そうやって借りるんですけども、長生きすると、結局それでも足りなくなりますよ、そうすると、自分の住んでいる家まで、失ってしまうということになってしまいますよ。貸し付ける金融機関は焦げ付きになるんで、それは処分せざるをえないと。そうすると、自分の住んでいるところから追い出されるような、そういう結果にならざるをえないというので、これも本年度から始まったんですが、いろいろな問題があると思うのですよ。

それから、3番目、この生活保護基準の大幅な引き上げというのは、この間、道新にも大きく報道されたんで、お読みになった方もおられると思うのですが、道新でも、これは大きな問題になっているんでないかというんですよ。

道新の見出しでは、厚労省、生活保護費の削減検討、基準額を数年数万円削減する。そういう方

針だというんで、詳しく書いてありますけどもね。

生活保護の基準額そのもの、今までは、下にも出てきますような、児童扶養手当だとか、高齢化加算だとか、そういうものを削ってきたんですが、それ自身も問題だと思うのですけども、基準額そのものを削ってしまおうと、そういうことになって、非常にこれも大変なことだと思うのですよね。

それから、高齢加算、母子加算、高齢加算の1万7千円の削減だとか、母子加算も非常に子育て中の子供を抱えたお母さんなどの、子供にそれこそ、生活の心配までさせなきゃならないということで、非常に困難に陥っている。

それから5番目、国は生活保護の捕捉率とここにありますが、生活保護本来、その受けるような水準にあるような人たちのうちで、実際に生活保護を受けている率というのが、非常に低いといわれているのですけども、そういう実態さえも、なかなか国自身が把握していないということで、やっぱりそういう実態を調査してほしいと、それは当然のことではないかなと思うのですけども。

6番目、児童扶養手当、これも現在、削減されつつあるのですけども、これも非常に大きな問題ということで、やはり全部が納得できる内容だと私は思います。

○委員長（中野敏勝） 他にご意見ございませんでしょうか。

藤原委員。

○委員（藤原 孟） 先ず2番目の不動産を担保にして、お金を借りる。確かに聞こえはいいんですが、この言葉の重さは大変な言葉が裏に占めているということを、私達は意味をよく考えなければ、安易に受けるべきでないと思います。非常に厳しい現実、また、年寄りがこれによっていじめられるということが起きるのではないかと私は思います。また、3番目の生活保護基準の大幅な引き下げ、あるところによりますと、最低賃金をいわゆる上げるので、その見返りとして生活保護費を下げるということも新聞に書いてあると、あまりにも経済界の一部の人たちが、生活保護費の削減という名目で、いわゆる福祉業界を下げるということに走っているのではないかと私を心配しております。

特に、いわゆるセーフティーネットという言葉が、言われて、そこが、いわゆる小さく、削減されるということは、本当に日本のこれからの社会保障制度が守られるかということは、非常に心配します。

この陳情に関して私は全面的に賛同していきたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（中野敏勝） 杉山委員。

○委員（杉山晴夫） 今、藤原委員、仰られる、心配されているのは、この住宅の担保というのは、個人のことを仰られているのではない担保、これは国がやる担保にするんだと思うのです。だからそんないい加減なものではないと、先ほど、増田委員が仰ったように、期間はね、評価したりなんかするのに、若干かかるかもしれませんが、そんないい加減な担保ではないと思うのですよ。国がやってその分、生活資金を貸すんですから、そういった一般業者が、民間がやるんでないから、そういった心配はないと私は思います。

○委員長（中野敏勝） 増田委員。

○委員（増田武夫） 国が金を貸すのではないのですよね。民間の組織である都道府県社会福祉協議会が窓口になるのですよね。だから結局、そういうところも貸した金が焦げ付いたらどうしようもならないんで、使いきってしまえば、それを強制的にね、回収することになって、住むところがなくなると、こういうことになってしまうんだと思うのですよね。

○委員長（中野敏勝） 杉山委員。

○委員（杉山晴夫） 社会福祉協議会であれば、公的な機関であるから騙されるというような心配はないわけですね。ただ、長生きすれば、その分使ってしまうので、そういう心配はあるかもしれませんが、社会福祉協議会が事業主体となってやるのであれば、だまされるようなことはないと考えます。

○委員長（中野敏勝） 牧野委員。

○委員（牧野茂敏） 私もこの2番は自分の資産を利用してやるということでは、先ほど増田委員、いろんな心配ごとお話をされましたけども、ただ自分の資産ですから、これに対して、その対価でお金を借りられるわけですから、これに関しては私いいと思うんですけども。

○委員長（中野敏勝） 他に。

他にご意見はございませんか。

牧野委員。

○委員（牧野茂敏） この1番のこの無理やり保護辞退届等いろいろ書かれていますけども、私も報道関係で、テレビであるとか新聞ぐらいしか読んだことはないわけですけども、これはそんなに頻繁にやられていることなんでしょうか。

この文章どおりいきますと、相当卑劣なやり方をされて困っている人が一杯いるというようなことを受けるわけですけども、このへん文章についてはどんなものでしょうか。

○委員長（中野敏勝） 杉山委員。

○委員（杉山晴夫） この1番の問題ですけども、先ほども発言致しましたが、いわゆる、民生委員などを通じて窓口に行き担当のケースワーカーがいるわけですね、ケースワーカーはある程度は詳細な意見を聞いてですね、そこで、大体判断されて、お宅は対象になりませんよというのではないかと私は思うのですよ。

増田委員が言われるように、本当は全部、受理しなければいけない。受理すれば、また、詳細にすごい事務量なんですよ。かなりベテランですから、ケースワーカーは、大体、生活保護の対象になるかならないかはわかると思うので、そこで、受理出来ないんですよということを申し上げるのではないと思うのです。そういうのが、そんなに、新聞にも報道があったかもしれませんが、そんなに数多くは私はないと思うのです。担当者がそんなことじゃ、クビになってしまいますよ。

○委員長（中野敏勝） 増田委員。

○委員（増田武夫） 今、国はすごく生活保護の受給者を減らすといことで、上からプレッシャーをかけているんですね。やっぱりそれが、各町村の窓口で、いろんな形の現れ方は違うけども、それが強く現れるところと、今、担当者の善意というか、そういうものに、我々は期待するんですけども、しかし、例えば今年になって北九州で、6月と7月に続けてそういう問題が起こったんですよ、7月のものは餓死して発見された。それから6月の10日のものは、自殺してしまったと。その5日前にも自殺する5日前にも、北九州の市役所に行って、そして申請したいんだけどはねられて、自殺してしまったと。そういう、いろんな事例が出てきていますのでね、それは氷山の一角、それこそ、自殺したり餓死したりするのは、よっぽどのことで、氷山の一角であってね、受給を減らそうというのは、全国で行われていますのでね、いろいろな人によって、状況は違うと思いますけども、働きたくても働けない状況の中で、まだ若いんだから働いて努力して2週間後に来いと言われて、申請さえ受け付けられなくて、その間におかしくなってしまったというような事例は、本当にたくさんあるんです。

そういう本来最低限の保障されているセーフティーネットのその仕組みであるものが、そういう形で申請さえも、自由に出来ないということになればね、これは、大変な人権侵害だと思うのでね、そういう全国の状況というのが反映された陳情でないかというふうに思いますのでね、やっぱりそういうことのないようにということですので、やはり、よくねお願いしたいと思うのですよね。

○委員長（中野敏勝） 他にご意見ありますか。

永井委員。

○委員（永井繁樹） 今のいろんな意見をお聞きさせていただいて、この1番と2番についてはですね、この文章を丸呑みという形には私はならないと思うのです。

私は、議員が事実確認、もしくはそれに値する情報確認、これ現況として、1は私も聞いてますけども、この文章からいくと、本当にそういうことがたくさん起きているような表現になっておりますよね、そして、2番についても、私ももちろんこの制度については、100%適切な制度と思いませんけども、はたして利用されているかた全部がですね、こういった思いでおられるのか、状況もありますから、ありきという形ですね、審査するには、ちょっと問題があるだろうと。

今の段階で1番の2番については、ちょっと情報不足というか、私自身が不足なんです。ですから、この文章だけです、早々に判断しかるんですよ、ですから、皆さんはこの文章だけで、情報持っていらっしゃる方は判断は勿論できる方もおられるでしょうけども、はたして、これで仕切れるのかという、それ以外についてはですねある程度の、自分の持ち合わせている範囲の中で理解もできますけども、6番にいたっては、今までの議会の流れからいって、児童扶養手当についてはですね、それほど路線は変わっていませんので議会の結論についてはですね、問題ないんですが、1番、2番については、もう少し私は、実態調査をする必要があるのではないですか。

どうでしょうか。

○委員長（中野敏勝） いかがですか。今のご意見についてのお考え、皆さんの。

増田委員。

○委員（増田武夫） 今、例えば1番などについて、実態はどうなっているのかというね、そういう調査はもっとして、理解を深める必要はあるのではないかと思うのでね、そういう点でもう少し調査するということには賛成ですね。

知りえている範囲もごく限られたものですのでね、そういうものがもっと調査して、どういう全国的な実態なっているのかということ、調査すればいろんなことがでてくると思うのですけども。

○委員長（中野敏勝） それぞれ意見が出ておりますけども、実態をもう少し、情報を得てですね行っていくというような意見が多いんですけども、その他ないですか。

牧野委員。

○委員（牧野茂敏） お話があれば、当然、継続しかないと思います。

○委員長（中野敏勝） 本件について、継続審査という意見がありますけども、継続審査ということでもよろしいですか。

（異議なしの声あり）

○委員長（中野敏勝） 異議がないようですので、生活保護、児童扶養手当などの福祉切り下げの中止と改善に関する陳情、これについても継続審査といたします。

次に、その他について何かご意見ありませんでしょうか。

永井委員。

○委員（永井繁樹） 継続審査ということであればですね、日程をこの場所で決めていただいた方

がありがたいんですけども。

○委員長（中野敏勝） 暫時休憩いたします。

（15：38 暫時休憩）

（15：39 再開）

○委員長（中野敏勝） 休憩をとして会議を続けます。

請願第1号はですね、文言の整理を、決算員会終了後、委員会を開催して審議をしたいと思いません。よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

○委員長（中野敏勝） それではそのようにしたいと思います。

7号についても決算員会終了後、行いたいと思います。

次に委員の皆さんから他に何かありませでしょうか。

（なしの声あり）

○委員長（中野敏勝） 無いようでありますので、本日の委員会についてはこれで終わりたいと思います。

（15：40 閉会）